

# 慶弔・表彰規程

昭和49年 4月 1日 制定  
昭和59年 4月 1日 改正  
平成 2年 4月 1日 改正  
平成17年 4月 1日 改正  
平成21年 4月 1日 改正  
令和 2年 4月 1日 一部改正

第 1 条 和歌山県剣道連盟(以下「和剣連」という)会員の慶弔・表彰に関する費用はこの規程による。

第 2 条 中央機関より、剣道に関する表彰、または褒章を受けた場合、5,000円ないし10,000円を贈る。

第 3 条 範士の称号を取得した場合、10,000円を贈る。

第 4 条 和剣連役職員(会則第10条、及び第15条適用・以下これに準ずる)が死亡の場合は香華料10,000円と供花を贈る。

第 5 条 和剣連役職員の配偶者、または一親等の親族(両親・子)死亡の場合は、香華料10,000円、または供花を贈る。

第 6 条 和剣連役職員が疾病等で20日以上入院の場合、見舞金として10,000円を贈る。

第 7 条 和剣連役職員の住居が、水害、火災等により災害を受けた場合、その都度、協議して見舞金を贈る。

第 8 条 和剣連のため尽力し、その功績が特に優れた者に功労賞、または表彰に値する者には、表彰状、及び5,000円相当の記念品を贈ることができる。

2 生前、特に功績のあった者に対し、顕彰状を贈ることができる。  
この場合の規程は別に定める。

第 9 条 全国規模の大会に和歌山県代表、または和歌山県剣道連盟加盟団体の選手として出場し、優秀な成績を収めた団体、個人に対し連盟表彰を行う。

なお、大学の代表選手(和歌山県内の高校出身者に限る)として全国規模で優秀な成績を収めた者に対しても同様の表彰を行うものとする。

2 前項に規定する全国規模の大会基準、及び表彰対象基準は次の各号によるものとする。

① 全日本剣道連盟が主催、共催、並びに主管、又は後援する大会。

② 前号に規定する大会で1位から3位までに入賞した場合。

但し、国民体育大会にあつては5位入賞以上、また全日本少年武道(剣道)錬成大会にあつては優秀賞を受賞した場合とする。

③ 混成チームの場合は各人、単一チームの場合は団体に対してそれぞれ表彰する。

混成チームとは、国体や都道府県大会(男子・女子、少年)のように年齢や性別  
または職種等によって出場資格が区分されている大会、県内予選の結果等により  
異なる所属の選手によってチーム編成をするような場合

④ 中学生、及び高校生の場合は県内の中学校、高校在学者に限る。

第 10 条 この規程によりがたい場合は、別に協議のうえ決める。

(附 則) この規程は、平成21年4月1日より施行する。  
この規程は、令和 2年4月1日より施行する。